

定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

<p>■事業報告</p> <p>会社の株式に関する事項…………… P.1</p> <p>会社の新株予約権等に関する事項… P.2</p> <p>会計監査人の状況 …………… P.4</p> <p>内部統制システム構築の基本方針 及び運用状況の概要 …………… P.5</p> <p>■連結計算書類</p> <p>連結財政状態計算書 …………… P.8</p> <p>連結包括利益計算書 …………… P.9</p> <p>連結持分変動計算書 …………… P.11</p> <p>連結注記表 …………… P.12</p>	<p>■計算書類</p> <p>貸借対照表 …………… P.34</p> <p>損益計算書 …………… P.35</p> <p>株主資本等変動計算書 …………… P.36</p> <p>個別注記表 …………… P.37</p> <p>■監査報告書</p> <p>連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 …………… P.49</p> <p>計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 …………… P.51</p> <p>監査委員会の監査報告書…………… P.53</p>
--	--

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.tsubaki-nakashima.com/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

(参考) 下記の事項につきましては、株主の皆様へ発送及び当社ウェブサイトに掲載しております。

■株主総会招集ご通知

■株主総会参考書類

議案 取締役7名選任の件

■事業報告

企業集団の現況に関する事項
会社役員に関する事項

株式会社ツバキ・ナカシマ

1. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 41,599,600株 (自己株式1,734,611株を含む)
 (3) 株主数 21,087名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,907,200株	14.82%
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	1,524,000株	3.82%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,313,900株	3.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・80189口）	898,400株	2.25%
青木 達也	836,000株	2.10%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	761,885株	1.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・76206口）	713,647株	1.79%
楽天証券株式会社共有口	672,400株	1.69%
MSIP CLIENT SECURITIES	544,844株	1.37%
株式会社SBI証券	539,413株	1.35%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,734,611株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・76,206口、株式付与ESOP信託口・80,189口）がそれぞれ所有する当社株式713,647株並びに898,400株を含んでおりません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。） 及び執行役	58,976株	5名
社外取締役	—	—

- (注) 上記の株式数は、全て金銭として給付するために換価処分した株式であります。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2023年10月18日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当による新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

① 第17回新株予約権

割 当 日	2023年11月9日
新株予約権の数	62,814個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 6,281,400株 (注)1・2 本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する株式数は、79,600円を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額(当初796円)で除して得られる最大整数とする。 なお、行使価額は発行要項に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個につき466円
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たり79,600円
新株予約権の行使期間	2023年11月10日～2028年11月9日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	本新株予約権1個の行使請求により当社が新たに交付する当社普通株式1株の発行価格は、80,066円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1. 発行時(2023年11月9日)における内容を記載しております。
2. 当該新株予約権の発行要項に規定された修正条項の適用により、2025年5月9日以降、行使価額を676円に修正しております。
3. 当社と引受人(AAGS S6, L.P.)との間で締結した引受契約における合意事項
・引受人は、2023年11月10日から2024年5月9日までの期間は、本新株予約権を行使しない。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

割 当 日	2023年11月9日
社債発行価額の総額	10,000,000,000円
新株予約権の数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 12,562,800株 (注)1 本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（当初796円）で除して得られる数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本転換社債型新株予約権1個当たり250,500,000円
新株予約権の行使期間	2023年11月10日～2028年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	796円（当初転換価額）(注)2 なお、転換価額は発行要項に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。(注)3
新株予約権付社債の残高	10,000,000,000円

- (注) 1. 発行時（2023年11月9日）における内容を記載しております。
2. 当該無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に規定された修正条項の適用により、2025年5月9日以降、転換価額を676円に修正しております。
3. 当社と引受人（AAGS S6, L.P.）との間で締結した引受契約における合意事項
・本転換社債型新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認が必要。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	92百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92百万円

- (注) 1. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の在外連結子会社の一部は、当社の会計監査人以外の公認会計士等の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

4. 内部統制システム構築の基本方針及び運用状況の概要

4-1. 内部統制システム構築の基本方針の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針を取締役会決議により定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。その概要及び運用状況は次のとおりであります。

なお、当該内部統制システムの整備及び運用状況については、監査委員会が取締役の職務の執行を監査する中で、その有効性について確認しております。

(1) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- 1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき常勤の監査委員会補助人を置く。
- 2) 監査委員会補助人の執行役からの独立性及び監査委員会からの指示の実効性確保に関する事項
 - ①監査委員会補助人は、監査委員会の指示の下、執行役から独立して業務を行う。
 - ②監査委員会補助人の任命、異動は、代表執行役CEOが監査委員会の同意を得て行う。
 - ③監査委員会補助人の人事評価等は、代表執行役CEOが監査委員会の同意を得て行う。
- 3) 執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査委員会に報告をするための体制
 - ①監査委員は、監査委員会が必要と判断した会議等に出席し、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が担当する業務執行状況の報告を受け又は報告を求める。
 - ②執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす事実又は法令若しくは定款に違反する行為（含それらのおそれのある行為）等については、直ちに監査委員会に報告する。この報告を理由として不利益な取り扱いを行わない。
- 4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査委員会は、各部門に対し、監査に必要な情報提供等、監査の協力を求めることができる。
 - ②監査委員は、会計監査人及び内部監査部と連携し、会計監査及び業務監査等の説明を受けるとともに、意見交換を行う。
 - ③監査委員の職務の執行に関する予算及び費用の支払い等は、適切に取り扱う。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項

1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内文書、稟議書、重要な会議録及び資料は、法令及び社則に基づき適切に保存及び管理しており、監査委員はいつでも閲覧できる。

2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に内在する個々のリスクの分析や評価は、各地域のビジネスヘッド及び製造、品質、販売、購買、技術、財務、人事のグローバル機能担当者が実施する。重大なリスクが識別された場合は、RMC (Risk Management Committee) が招集され、各地域及びグローバル機能が実施したリスク分析・評価の結果を検証し、その結果をGLT (Global Leadership Team) へ報告する。GLT は当該リスクへの対応を協議・決定するとともに、重大な損失の発生が予測される場合、速やかに取締役会へ報告を行い、対応措置を講じる。

3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、その業務執行の決定権限を、適切でないと判断する事項を除き、法令の範囲内で最大限執行役に委任する。

②取締役会は、各執行役の職務分掌及び相互の関係を定め、責任の明確化を図る。

③執行役は、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、各部門の責任と権限を明確にし、業務が適正に遂行される体制を整備する。

4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①企業行動憲章、倫理規範及びコンプライアンスに関する規程を制定し、執行役・使用人への周知徹底を図る。

②RMC (Risk Management Committee) を設置し、法令違反を含む事業に内在するリスクを幅広く分析・評価するプロセスを確立する。

③内部通報規程を制定し、社外ホットライン及び社内相談窓口を設置し、運用面での実効性の確保を図る。

④代表執行役CEO直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。定期的な内部監査を実施し、内部監査報告書を発行し、当該内部監査の結果を速やかに関係者にて共有し、結果のフォローを行う体制とする。

- 5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループ共通の企業行動憲章、倫理規範及びコンプライアンスに関する規程を持ち、周知徹底を図る。
 - ②当社グループのリスク管理及びその効率性の確保のため、定期的に内部監査を行い改善指導を行う。
 - ③監査委員会及び内部監査部は、定期監査等を実施し、当社グループ各社の業務遂行の適法性、妥当性等を検証する。

(3) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固として排除するための体制を整備する。

4-2. 内部統制システムの運用状況の概要

社外取締役3名からなる監査委員会及び各種社内機関とが補完し合いながら、多面的な運用を行っております。

- (1) 監査委員会 毎月開催
- (2) GLT (Global Leadership Team) 毎週開催
- (3) RMC (Risk Management Committee) 必要に応じ開催
- (4) 内部監査部による代表執行役CEO他主要執行役への報告 監査の都度、適時に開催
- (5) コンプライアンス社内研修 毎年開催

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	88,091	流 動 負 債	86,870
現金及び現金同等物	34,633	営業債務及びその他の債務	6,991
営業債権及びその他の債権	18,587	社債及び借入金	71,995
棚卸資産	25,726	未払法人所得税等	693
その他の流動資産	9,145	その他の流動負債	7,191
非 流 動 資 産	63,567	非 流 動 負 債	27,753
有形固定資産	36,224	社債及び借入金	20,849
無形資産及びのれん	26,427	退職給付に係る負債	1,742
その他の投資	44	繰延税金負債	2,451
繰延税金資産	646	その他の非流動負債	2,711
その他の非流動資産	226		
資 産 合 計	151,658	負 債 合 計	114,623
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	37,035
		資本金	17,117
		資本剰余金	11,332
		自己株式	△2,901
		その他の資本の構成要素	23,523
		利益剰余金	△12,036
		資 本 合 計	37,035
		負 債 及 び 資 本 合 計	151,658

連結包括利益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
継	続	事	業	
売	上	収	益	69,837
売	上	原	価	66,590
売	上	総	利	3,247
販	売	費	及	11,090
そ	の	他	の	622
そ	の	他	の	15,115
管	理	費	用	
営	業	損	失	22,336
金	融	収	益	341
金	融	費	用	1,997
税	引	前	当	23,992
法	人	所	得	3,016
税	費	用		
継	続	事	業	27,008
非	継	続	事	
非	継	続	事	208
当	期	損	失	27,216
当	期	損	失	
親	会	社	の	27,214
非	支	配	持	2
当	期	損	失	27,216

(単位：百万円)

科 目	金 額
そ の 他 の 包 括 利 益	
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ な い 項 目	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	30
確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	58
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ な い 項 目 の 合 計	88
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ る 可 能 性 の あ る 項 目	
在 外 営 業 活 動 体 の 為 替 換 算 差 額	3,340
キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ	70
ヘ ッ ジ コ ス ト	△60
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ る 可 能 性 の あ る 項 目 の 合 計	3,350
税 引 後 そ の 他 の 包 括 利 益	3,438
当 期 包 括 利 益	△23,778
当 期 包 括 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	△23,742
非 支 配 持 分	△36
当 期 包 括 利 益	△23,778

連結持分変動計算書 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
				新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	
2025年1月1日 残高	17,117	11,317	△2,298	-	5	-	19,397	
当期損失	-	-	-	-	-	-	-	
その他の包括利益	-	-	-	-	30	58	3,374	
当期包括利益	-	-	-	-	30	58	3,374	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	△603	-	-	-	-	
株式報酬取引	-	15	-	-	-	-	-	
売却目的で保有する処分グループに関連するその他の資本の構成要素	-	-	-	-	-	-	239	
利益剰余金へ振替	-	-	-	-	△32	△58	-	
金融負債からの再分類	-	-	-	291	-	-	-	
所有者との取引額等合計	-	15	△603	291	△32	△58	239	
2025年12月31日 残高	17,117	11,332	△2,901	291	3	-	23,010	

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	その他の資本の構成要素			売却目的で保有する処分グループに関連するその他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	ヘッジコスト	合計					
2025年1月1日 残高	136	73	19,611	239	15,486	61,472	36	61,508
当期損失	-	-	-	-	△27,214	△27,214	△2	△27,216
その他の包括利益	70	△60	3,472	-	-	3,472	△34	3,438
当期包括利益	70	△60	3,472	-	△27,214	△23,742	△36	△23,778
剰余金の配当	-	-	-	-	△398	△398	-	△398
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△603	-	△603
株式報酬取引	-	-	-	-	-	15	-	15
売却目的で保有する処分グループに関連するその他の資本の構成要素	-	-	239	△239	-	-	-	-
利益剰余金へ振替	-	-	△90	-	90	-	-	-
金融負債からの再分類	-	-	291	-	-	291	-	291
所有者との取引額等合計	-	-	440	△239	△308	△695	-	△695
2025年12月31日 残高	206	13	23,523	-	△12,036	37,035	-	37,035

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1 連結計算書類の作成基準

当社グループ（当社及び当社の子会社）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき国際会計基準に基づいて作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

TN TAICANG CO., LTD. (中国)

TN ASIA PTE. LTD. (シンガポール)

TN GEORGIA, INC. (アメリカ)

TN TENNESSEE, LLC. (アメリカ)

TN EUROPE, B.V. (オランダ)

TN ITALY, S.P.A. (イタリア)

当連結会計年度において、TN TAIWAN CO.,LTD.を事業譲渡に伴い連結の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融商品

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。ただし、純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に対し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することにより、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合には、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する取消不能な選択をする場合があります。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格を基礎として当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。また当社グループでは、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想をしていない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(v) 減損

当社グループは償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生のリスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。

② 金融負債

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。ただし、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定する取消不能な選択をする場合、当該金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他のすべての金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。すべての金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 認識の中止

金融負債は消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止しております。

③ 複合金融商品

当社グループは、転換社債型新株予約権付社債を発行しておりますが、当初認識時に発行に伴う払込金額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債部分は償却原価で測定する金融負債として、新株予約権はデリバティブとして分類し表示しております。新株予約権は、公正価値で当初測定し、社債部分は払込金額と新株予約権の当初測定額との差額で当初測定しております。当初認識後は、社債部分は実効金利法を用いた償却原価により事後測定し、新株予約権は公正価値で事後測定しております。

- ④ 有形固定資産
有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。
有形固定資産の処分損益は、純損益で認識しております。
- ⑤ のれん
子会社の取得により生じたのれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。
- ⑥ 投資不動産
投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、若しくはその両方を目的として保有する不動産であります。
投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。
- ⑦ 棚卸資産
棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか小さい額で測定しております。棚卸資産の取得原価は主に総平均法又は個別法に基づいて算定しており、棚卸資産の取得にかかる費用、製造費及び加工費、並びにその棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに要したその他の費用が含まれております。製造棚卸資産及び仕掛品については、通常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めております。
正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売時費用を控除した額であります。
- ⑧ 非金融資産の減損
当社グループは非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額を報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回収可能価額を見積っております。のれんは、年次で減損テストを行っております。
減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。
資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値は、貨幣の時間的価値及びその資産又は資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた、見積将来キャッシュ・フローに基づいております。
資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、減損損失を認識しております。
減損損失は純損益として認識します。認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

⑨ 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

減価償却費は、見積残存価額を差し引いた有形固定資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ 建物及び構築物 3-59年
- ・ 機械装置及び運搬具 2-25年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産（使用権資産を除く）

償却費は、見積残存価額を差し引いた無形資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しております。のれんは償却しておりません。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 顧客関連資産 10-20年
- ・ ソフトウェア 5-12年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

③ 使用権資産

使用権資産は、リース期間終了までに原資産の所有権が借手に移転する、又は、購入オプションの行使が合理的に確実な場合には、原資産の耐用年数にわたり減価償却を行い、それ以外の場合には、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果から生じた法的又は推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

(4) 従業員給付

① 退職後給付

確定拠出制度

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスを提供した時点で、費用として認識しております。拠出額の前払いは、拠出額が返還されるか又は将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しております。

確定給付制度

確定給付制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当連結会計年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いて毎年算定しております。計算の結果、当社グループに潜在的な資産が生じる場合、制度からの将来の現金の返還又は制度への将来掛金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しております。経済的便益の現在価値の算定に際しては、該当する最低積立要件を考慮しております。

数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響（該当ある場合は、利息を除く）から構成される確定給付負債の純額の再測定は、即時にその他の包括利益に計上しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。当社グループは、連結会計年度の確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用（収益）の純額を、連結会計年度の期首に確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債（資産）の純額に乗じて算定しております。期首の確定給付負債（資産）の純額には、拠出及び給付支払による当期の確定給付負債（資産）の純額の全ての変動を考慮しております。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は、純損益で認識しております。

制度の給付が変更された場合、又は制度が縮小された場合、給付の変更のうち過去の勤務に関連する部分又は縮小に係る利得又は損失は即時に純損益に認識しております。当社グループは、確定給付制度の清算の発生時に、清算に係る利得又は損失を認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定する非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。為替換算差額は通常、純損益で認識しております。外貨建の取得原価に基づいて測定している非貨幣性項目は、再換算しておりません。

ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・ヘッジが有効な範囲内における、適格キャッシュ・フロー・ヘッジ

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートで円に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで円に換算しております。

当該換算により生じる換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、在外営業活動体の為替換算差額に累積しております。

在外営業活動体の一部又は全てを処分し、支配、重要な影響力又は共通支配を喪失する場合には、この在外営業活動体に関連する在外営業活動体の為替換算差額の累積金額を、処分に係る利得又は損失の一部として純損益に組み替えます。当社グループが、子会社の持分を部分的に処分するが、支配は保持する場合、累積金額の一部は適宜非支配持分に再配分します。在外営業活動体から受領する、又は在外営業活動体に対して支払う貨幣性項目の決済が、予測可能な将来において計画されておらず、起こる可能性が低い場合には、この貨幣性項目から発生する為替換算差損益は、在外営業活動体に対する純投資の一部を構成します。従って、それらの為替換算差損益はその他の包括利益に認識し、在外営業活動体の為替換算差額に累積されております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをヘッジするために、通貨及び金利スワップ等のデリバティブを利用しております。当該デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

(i) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求を全て満たしているかどうかについても、ヘッジ開始時及び継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

(ii) 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振り替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振り替えております。

ヘッジ会計の適格要件が満たされなくなり、ヘッジ会計が中止される場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振り替えております。

(7) 顧客との契約から生じる収益

IFRS第15号に従い、IFRS第9号に基づく利息・配当収益やIFRS第16号に基づくリース収入を除き、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、精密ボール、精密ローラー、リテーナー、シートメタル部品、ボールねじ、送風機等の製造販売を行っており、このような製品販売については、原則として製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、原則として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割引等を控除した金額で測定しております。なお、ボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業は2025年10月3日に事業譲渡を完了しております。

(8) リース

(借手側)

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、契約の実質に基づき、特定された資産の使用権の支配が移転しているか否かによりリースとして識別するかの判断がなされます。

リース負債は、リース開始日における未払いのリース料総額をリースの計算利率で割り引いた現在価値で測定しており、計算利率を容易に算定できない場合には借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。

使用権資産は、リース期間終了までに原資産の所有権が借手に移転する、又は、購入オプションの行使が合理的に確実な場合には、原資産の耐用年数にわたり減価償却を行い、それ以外の場合には、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っております。リース料は、リース負債残高に対して一定の利率率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分に配分しております。

また、リース対象資産の使用権を取得した日をリース開始日としており、リース期間はリース開始日から起算し、借手の解約不能期間に契約の延長オプションを行使する（又は、契約の解約オプションを行使しない）ことが合理的に確実であると見積られる期間及びフリーレント期間を加えた期間として見積っております。

なお、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転するものではないリースをオペレーティング・リースに分類しております。オペレーティング・リース取引では、対象の原資産を連結財政状態計算書に計上し、リース料をリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(9) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期損益を、当該連結会計年度の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益の金額は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(10) 借入コスト

当社グループは、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産、つまり、適格資産の取得、建設又は生成に直接帰属する借入コストは、その資産が実質的に意図した使用又は販売を可能にするときまで、それらの資産の取得原価に加算しております。

上記以外のすべての借入コストは、それが発生した会計期間に純損益として認識しております。

(11) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額の表示

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

のれん	21,277百万円
減損損失	15,049百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんは、年次の減損テストを実施し、減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。使用価値は、貨幣の時間的価値及びその資産又は資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた、見積将来キャッシュ・フローに基づき算出しております。当該見積将来キャッシュ・フローは、マネジメントが承認した将来5年間の中期経営計画における事業計画を基礎として、見積り時点における最新の事業の状況を考慮して見積もっております。当連結会計年度において資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過したため、減損損失を純損益として認識しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、成長領域・高収益領域への注力による販売拡大を見込んだ売上高、生産オペレーションの見直し等のコスト削減による利益率の改善を見込んだ営業利益及び運転資本、並びに税引前の割引率、長期成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経済状況の変化により見積りの前提となった条件や仮定の見直しが必要となった場合、回収可能価額が変化することから、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

株式報酬

(1) 役員報酬BIP信託

当社は、2025年3月19日開催の報酬委員会において、2018年12月期より導入している当社執行役を対象とした役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP信託」という。)の一部改定を決議いたしました。当社は、執行役の報酬について、グローバルな経営環境の変化や報酬水準の変化を踏まえ、優秀な経営人材の確保・リテンションにかかる競争力を向上するとともに、持続的な企業価値の向上に対するインセンティブをより一層高めることを目的として、2025年4月からその職責を踏まえた報酬構成、業績連動割合及び各報酬の位置づけの見直しを行い、対象者を国内非居住者にも拡大するとともに、従前の執行役の役位と中期経営計画の業績目標達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を執行役に交付または給付する制度から、中長期的な株式価値との連動性をより一層強化した制度といたします。

(2) 株式付与ESOP信託

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、グローバルな経営環境の変化や報酬水準の変化を踏まえ、優秀な人材確保・リテンションにかかる競争力を向上するとともに、当社の中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、幹部従業員 (BU プレジデント、グローバルファンクションヘッド) を対象とした株式交付制度の導入を決議いたしました。本制度は、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託 (以下「ESOP信託」という。)の仕組みを採用いたします。ESOP信託は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、役職等に応じて当社幹部従業員に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付または給付する株式交付制度です。

当連結会計年度末の資本にBIP信託が338百万円 (713,647株)、ESOP信託が341百万円 (898,400株) を自己株式として計上しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 1 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 | 63百万円 |
| 2 有形固定資産の減価償却累計額 | 68,835百万円 |

(注) なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

3 財務制限条項

当連結会計年度末における流動負債の社債及び借入金のうち、60,238百万円には以下の財務制限条項が付されていますが、当連結会計年度において営業損失となったこと及び連結財政状態計算書における資本の部の金額が前年同期比75%未満になったことにより、これらの財務制限条項に抵触しております。なお、該当するすべての金融機関から、当該抵触を理由とする期限の利益喪失の権利の放棄について書面による承諾を得ており継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(1) タームローン契約（エージェント：株式会社三菱UFJ銀行）

当社は、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするタームローン契約を締結しております。

同契約における当連結会計年度末借入銀行残高は、41,522百万円になります。

① 連結純資産基準：

本契約締結日以降の各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期及び中間期の直前（6か月前）の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。

② 単体純資産基準：

本契約締結日以降の各年度の決算期及び中間期の末日における単体貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期及び中間期の直前（6か月前）の決算期及び中間期の末日における単体貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。

③ 連結利益基準：

本契約締結日以降の各決算期及び中間期の末日の直近12か月の期間に係る連結損益計算書において、それぞれ営業損失を計上しないこと。

(2) 金銭消費貸借契約（株式会社りそな銀行）

当社は、株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。

同契約における当連結会計年度末借入銀行残高は、5,000百万円になります。

① 連結純資産基準：

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。

② 連結利益基準：

各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。

(3) タームローン契約（エージェント：株式会社りそな銀行）

当社は、株式会社りそな銀行をエージェントとするタームローン契約を締結しております。

同契約における当連結会計年度末借入銀行残高は、9,746百万円（元本9,800百万円）になります。

① 連結純資産基準：

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書における親会社の所有者に帰属する持分からその他の資本の構成要素を控除した金額を前年同期比75%以上に維持する。

② 連結利益基準：

各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される当期営業損益が2期連続して損失とならないようにする。

(4) コミットメントライン契約（エージェント：株式会社りそな銀行）

当社は、株式会社りそな銀行と5,000百万円のコミットメントラインの借入枠を設定しております。

同契約における当連結会計年度末借入銀行残高はありません。

① 連結純資産基準：

本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

② 連結利益基準：

本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失とならないようにすること。

(5) タームローン契約（エージェント：株式会社りそな銀行）

当社は、株式会社りそな銀行をエージェントとするタームローン契約を締結しております。

同契約における当連結会計年度末借入銀行残高は、3,970百万円（元本4,000百万円）になります。

① 連結純資産基準：

各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書における親会社の所有者に帰属する持分からその他の資本の構成要素を控除した金額を前年同期比75%以上に維持する。

② 連結利益基準：

各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される当期営業損益が2期連続して損失とならないようにする。

4 偶発債務

当社グループは、原材料及びサービスの購入に関して仕入先と長期契約を結ぶ場合があります。

一部の仕入先に対する購入量の未達分について協議中ではありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	41,599,600株	－株	－株	41,599,600株

2 当連結会計年度における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,760,958株	1,585,700株	－株	3,346,658株

(注) 当連結会計年度期首の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式26,347株が含まれており、当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式713,647株及び株式付与ESOP信託に係る信託口が保有する当社株式898,400株が含まれております。

3 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会 (注)	普通株式	398	10.00	2024年12月31日	2025年3月26日

(注) 配当の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

4 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,844,200株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。当該リスクを回避又は低減するため、リスク管理を行っております。デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

① 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかつた場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客に対する債権から生じております。

金融資産の帳簿価額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことであります。当社グループは、流動性の管理に関して、許容できない損失を発生させたり、当社グループの評判にダメージを及ぼし得るリスクを負ったりすることなく、通常時においても逼迫した状況下においても、満期時に債務を履行するために、十分な流動性があることを可能な限り確実にするようなアプローチを採用しております。

なお、当社グループが発行する転換社債型新株予約権付社債については、社債権者の選択により期限前償還することができる条項が付されております。また、当社グループは当該転換社債型新株予約権付社債の新株予約権をデリバティブとして分類しており、当該新株予約権は社債権者の選択により発行日以降いつでも行使可能であることから、当該社債を流動負債に区分しております。

③ 市場リスク

市場リスクとは、外国為替レート、利子率、及び株価等の市場価格の変動に関するリスクであり、当社グループの収益又はその保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものであります。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメーター内で管理しコントロールすることであります。

2 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は下記の表に含めておりません。また、リース負債については、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから下記の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
社債及び借入金（1年内返済予定含む）	62,322	55,603	6,719

(注) 社債の公正価値については、市場価格に基づき算定しており、借入金の公正価値については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、社債及び借入金の公正価値は、レベル2に含まれております。

3 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値は、用いられる評価技法により以下のとおり分類を行っております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。また、当連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。

以下の表では、公正価値で測定する金融資産の公正価値及びそれらの公正価値ヒエラルキーのレベルを示しております。公正価値で測定されない金融資産又は金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2025年12月31日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産					
株式(注1)	44	44	—	0	44
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産					
通貨及び金利スワップ(注2)	7,841	—	7,841	—	7,841
合計	7,885	44	7,841	0	7,885

- (注) 1. 連結財政状態計算書の「その他の投資」に計上しています。
 2. 連結財政状態計算書の「その他の流動資産」及び「その他の非流動資産」に計上しています。
 3. 当連結会計年度において、レベル間の重要な振替えが行われた金融商品ははありません。

公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積もっております。市場価格が存在しない場合には、類似上場会社比較法により公正価値を見積もっております。

デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産については、取引先金融機関等から提示された価格に基づき見積もっております。

(収益認識に関する注記)

1 収益の分解

顧客との契約から認識した収益の区分と当社グループの報告セグメントとの関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	プレジジョン・コンポーネントビジネス	プロア・リアルエステイトビジネス	
売上収益			
日本	11,579	912	12,491
北米	13,759	—	13,759
欧州	22,073	—	22,073
アジア	21,514	—	21,514
合計	68,925	912	69,837
セグメント間収益の消去	—	—	—
連結収益合計	68,925	912	69,837

2 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(7)顧客との契約から生じる収益」に記載のとおりです。

3 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形及び売掛金	18,166
合計	18,166
契約負債 (注)	30

(注) 連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に計上しています。

4 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。また、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、契約コストから認識した資産に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、事務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	968円15銭
基本的1株当たり当期利益	
継続事業	△697円48銭
非継続事業	△5円32銭
基本的1株当たり当期損失	△702円80銭
希薄化後1株当たり当期利益	
継続事業	△697円48銭
非継続事業	△5円32銭
希薄化後1株当たり当期損失	△702円80銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式及び株式付与ESOP信託に係る信託口が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

(非継続事業に関する注記)

(1) 非継続事業の概要

当社は、2024年2月9日開催の取締役会において、ボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業 (TN TAIWAN CO.,LTD.の株式を含む) を、会社分割により設立するTNリニアモーション株式会社 (以下「新会社」といいます。) に承継させ、新会社の株式の全てをミネベアミツミ株式会社に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。これに伴い、ボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業を非継続事業に分類しています。なお、ミネベアミツミ株式会社への譲渡は2025年10月3日に完了しております。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上収益	2,499
売上原価	2,319
売上総利益	180
販売費及び一般管理費	345
その他の収益	19
その他の費用 (注)	53
営業利益 (△損失)	△199
金融収益	8
金融費用	24
税引前当期利益 (△損失)	△215
法人所得税費用	△7
非継続事業からの当期利益 (△損失)	△208

(注) TNリニアモーション株式会社の売却による売却損23百万円は、その他の費用に含まれております。

(減損損失に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度末で、有形固定資産及び無形資産について、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損の有無を検討しております。主として、個社を資産グループとして、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位（資金生成単位）で減損を検討しております。なお、処分予定の資産（廃棄・売却による処分等が予定されている資産）及び遊休資産については、個別に減損の要否を検討しております。

当連結会計年度で、TN POLSKA Sp. z o.o.及びTN RAYONG LTD.において、生産体制の見直しによる処分予定の資産及び利用見込みのない遊休資産について回収可能価額まで減額し、1,647百万円の減損損失を計上しております。

回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。当該資産は売却が困難であるため、処分コスト控除後の公正価値をゼロとしており、公正価値ヒエラルキーはレベル3であります。

また当社グループは、のれんについて、少なくとも年1回、資産の回収可能額を見積り、その帳簿価額と比較する減損テストを実施しております。のれんは、事業セグメントを資産グループとし、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位（資金生成単位）へ配分しております。

当連結会計年度において、減損テストの結果、プレジジョン・コンポーネントビジネスで回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、15,049百万円の減損損失を計上しております。詳細は以下の通りです。

なお、回収可能価額は、割引キャッシュ・フローを用いて見積もった使用価値に基づいております。使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、マネジメントが承認した5年を限度とする事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前の割引率（プレジジョン・コンポーネントビジネスは10.6%）により現在価値に割引いて算定しております。

(単位：百万円)

セグメント	計上科目	種類	金額
プレジジョン・コンポーネントビジネス	売上原価	機械装置、工具器具備品、その他	1,555
プレジジョン・コンポーネントビジネス	販売費及び一般管理費	機械装置、工具器具備品、その他	92
プレジジョン・コンポーネントビジネス	その他の費用	のれん	15,049
		計	16,696

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社における固定資産の譲渡)

当社は2026年2月18日開催の取締役会において、連結子会社であるTN GEORGIA,INC.における固定資産の一部を譲渡することを決議しました。さらに、同日付で売買契約を締結し、以下の固定資産を譲渡いたしました。

1 譲渡の理由

当社グループでは、2025年2月に公表した中期経営計画を進める中、並行して保有資産の見直しを行っております。その一環で、経営資源の有効活用及び資産効率向上のため、連結子会社であるTN GEORGIA,INC.の固定資産の一部を譲渡するものです。

2 譲渡資産の内容

譲渡資産の内容及び所在地	譲渡価額	帳簿価額	譲渡益 (概算)	現況
固定資産 土地 19エーカー (約76,890㎡) (米国ジョージア州フォーサイス郡カミング所在)	7百万USD (1,015百万円) (注1)	470USD (0百万円) (注1)	6.6百万USD (962百万円) (注1、2)	遊休地

(注) 1. 2026年12月期の想定為替レート 1 USD=145円で計算しております。

2. 譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る諸費用を控除した概算額です。

3 譲渡先の概要

譲渡先の名称 Euphoric Development LLC

譲渡先と当社グループとの間には、資本関係、人的関係及び取引関係はなく、また、関連当事者にも該当いたしません。

4 譲渡の日程

物件引渡日 2026年2月18日

5 今後の見通し

当該固定資産の譲渡により、2026年12月期連結決算で固定資産売却益をその他収益に962百万円計上いたします。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,604	流動負債	86,278
現金及び預金	11,695	買掛金	1,225
受取手形	34	短期借入金	44,522
電子記録債権	1,868	未払金	38,295
売掛金	3,794	未払費用	1,523
商品及び製品	2,497	未払法人税等	51
仕掛品	1,928	賞与引当金	134
原材料及び貯蔵品	901	役員賞与引当金	80
未収還付法人税等	1	リース債	2
短期貸付金	4,900	その他の	442
その他の	10,983	固定負債	51,188
固定資産	127,439	社債	20,010
有形固定資産	4,891	長期借入金	29,800
建物	1,013	退職給付引当金	1,255
構築物	82	株式給付引当金	58
機械及び装置	1,298	リース債	9
車両運搬具	8	その他の	52
工具、器具及び備品	154	負債合計	137,466
土地	2,045	(純資産の部)	
建設仮勘定	289	株主資本	28,315
無形固定資産	1,616	資本	17,116
のれん	1,392	資本剰余金	11,302
その他	223	資本準備金	10,388
投資その他の資産	120,932	その他資本剰余金	914
投資有価証券	44	利益剰余金	2,796
関係会社株式	109,848	その他利益剰余金	2,796
長期貸付金	9,437	繰越利益剰余金	2,796
繰延税金資産	689	自己株式	△2,900
その他の	913	評価・換算差額等	233
資産合計	166,044	その他有価証券評価差額金	14
		繰延ヘッジ損益	218
		新株予約権	29
		純資産合計	28,577
		負債純資産合計	166,044

損益計算書 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,447
売 上 原 価		12,893
売 上 総 利 益		4,553
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,031
営 業 損 失		1,477
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	700	
受 取 配 当 金	4	
そ の 他 の 収 益	196	900
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,024	
為 替 換 算 差 損	152	
支 払 手 数 料	40	
そ の 他 の 費 用	39	1,256
経 常 損 失		1,833
特 別 利 益		
有 価 証 券 売 却 益	31	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	429	460
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	8	
減 損 損 失	22	
そ の 他 特 別 損 失	1	31
税 引 前 当 期 純 損 失		1,403
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41	
法 人 税 等 調 整 額	179	221
当 期 純 損 失		1,624

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 資 本	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 利 益 金	利 益 剰 余 金		
2025年1月1日 残高	17,116	10,388	914	11,302	4,819		4,819	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△398		△398	
当期純損失	-	-	-	-	△1,624		△1,624	
自己株式の取得	-	-	-	-	-		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-		-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2,023		△2,023	
2025年12月31日 残高	17,116	10,388	914	11,302	2,796		2,796	

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2025年1月1日 残高	△2,297	30,941	16	208	225	29	31,196
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	△398	-	-	-	-	△398
当期純損失	-	△1,624	-	-	-	-	△1,624
自己株式の取得	△603	△603	-	-	-	-	△603
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	△1	9	8	-	8
事業年度中の変動額合計	△603	△2,626	△1	9	8	-	△2,618
2025年12月31日 残高	△2,900	28,315	14	218	233	29	28,577

個別注記表

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び
関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない
株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない
株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品… { 総平均法による原価法（プレジジョン・コンポーネントビジネス）
個別法による原価法（ブローア・リアルエステイトビジネス）

原材料及び貯蔵品…………… 総平均法による原価法

いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、のれんは発生日以後20年間で均等償却しております。また、ソフトウェア（自社利用）については、見積耐用年数を5年から10年とする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしております。
- (5) 株式給付引当金 株式交付規程に基づく執行役への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、精密ボール、精密ローラー、リテーナー、シートメタル部品、ボールねじ、送風機等の製造販売を行っております。このような製品販売については、原則として製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、原則として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。なお、ボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業は2025年10月3日に事業譲渡を完了しております。

また当社は、グループ共通のコーポレート機能として管理業務等を子会社に提供しております。子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

6 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定する非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。為替換算差額は通常、純損益で認識しております。外貨建の取得原価に基づいて測定している非貨幣性項目は、再換算していません。

ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・ヘッジが有効な範囲内における、適格キャッシュ・フロー・ヘッジ

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ
為替予約取引・通貨スワップ |
| ヘッジ対象 | 借入金の利息
外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨建取引について将来の為替リスクを回避するため、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約取引及び通貨スワップ取引を行う方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しております。

8 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異に係る未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9 その他計算書類作成のための重要な事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てにより表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	22百万円
有形固定資産	4,891百万円
無形固定資産	1,616百万円

なお、鋼球事業に係る有形固定資産及び無形固定資産の合計は6,170百万円です。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産グループについて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は、資産または資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。

当事業年度において認識された減損損失は事業譲渡を実施したボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業に係るものであり、当該譲渡価額を基礎として正味売却価額を見積もっております。鋼球事業については割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判断しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

鋼球事業の割引前将来キャッシュ・フローは、マネジメントが承認した将来5年間の中期経営計画における事業計画を基礎として、見積り時点における最新の事業の状況を考慮して見積もっております。当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、成長領域・高収益領域への注力による販売拡大を見込んだ売上高、及び、生産オペレーションの見直し等のコスト削減による利益率の改善を見込んだ営業利益であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況の変化により見積りの前提となった条件や仮定の見直しが必要となった場合、回収可能価額が変化することから、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	689百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い分類3と判断しているため、繰延税金資産の回収可能性を将来の合理的な見積り可能期間である5年以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額を基礎として繰延税金資産を計上しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、マネジメントが承認した将来5年間の中期経営計画における事業計画を基礎として、見積り時点における最新の事業の状況を考慮して見積もっております。当該事業計画における主要な仮定は、成長領域・高収益領域への注力による販売拡大を見込んだ売上高、及び、生産オペレーションの見直し等のコスト削減による利益率の改善を見込んだ営業利益であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況の変化により見積りの前提となった条件や仮定の見直しが必要となった場合、繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴い、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

役員報酬BIP信託

当社は、2025年3月19日に開催の報酬委員会において、2018年12月期より導入している当社執行役を対象とした株式報酬制度(以下、「BIP信託」という。)の一部改訂を決議しました。

(1) 取引の概要

「連結注記表(追加情報)株式報酬」に記載しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

BIP信託の会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応方針第30号 平成27年3月26日)に準じて、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式としております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、338百万円、713,467株であります。

また、改定前のBIP信託が保有する自己株式に係る配当金は、2025年3月25日開催の株主総会決議に基づく0百万円であります。

株式付与ESOP信託

当社は、2025年3月19日に開催の取締役会において、当社幹部従業員を対象とした株式交付制度(以下、「ESOP信託」という。)の導入を決議しました。

(1) 取引の概要

「連結注記表(追加情報)株式報酬」に記載しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

ESOP信託の会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応方針第30号 平成27年3月26日)に準じて、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式としております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において340百万円、898,400株であります。

(貸借対照表関係)

1	関係会社に対する短期金銭債権	7,680百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	323百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	10,200百万円

2	有形固定資産の減価償却累計額	15,688百万円
---	----------------	-----------

(注) なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

3 のれんは旧株式会社ツバキ・ナカシマとの合併時に受け入れたものです。

4 偶発債務

当社は、原材料及びサービスの購入に関して仕入先と長期契約を結ぶ場合があります。一部の仕入先に対する購入量の未達分について協議中ではありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

(損益計算書関係)

1	関係会社との取引高	
	売上高	2,888百万円
	営業費用	1,856百万円
	営業取引以外の取引	700百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,760,958株	1,585,700株	一株	3,346,658株

(注) 当事業年度期首の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式26,347株が含まれており、当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式713,647株及び株式付与ESOP信託に係る信託口が保有する当社株式898,400株が含まれております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	315百万円
株式給付引当金	18百万円
退職給付引当金	393百万円
賞与引当金	99百万円
未払費用	15百万円
未払事業税	13百万円
土地	91百万円
繰越欠損金	922百万円
その他	278百万円
繰延税金資産小計	2,148百万円
評価性引当額	△790百万円
繰延税金資産合計	1,357百万円
繰延税金負債	
土地及び建物	△500百万円
圧縮記帳積立金	△58百万円
投資有価証券	△6百万円
繰延ヘッジ損益	△99百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△668百万円
繰延税金資産の純額	689百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

	(%)
法定実効税率	30.5
(調整)	
交際費等の損金不算入	△0.5
のれん償却額	△24.2
税制改正に伴う税率変更差異	1.0
評価性引当額増減	△19.1
均等割	△0.8
外国源泉税等	△2.9
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.8

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引関係)

1 子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容		議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN AMERICAS HOLDINGS, INC.	米国 デラウェア州	1,654USD	投資業務		直接100%	
		関連当事者との関係		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		資金の貸付 役員の兼任		—	—	短期貸付金	1,500
				—	—	未収収益	119
種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容		議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN TENNESSEE, LLC.	米国 テネシー州	—	ボール及びローラー 製造・販売		間接100%	
		関連当事者との関係		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		資金の貸付 役員の兼任		—	—	短期貸付金	1,894
				貸付利息	69	未収収益	192
種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容		議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN BOSNIA DOO KONJIC	ボスニア・ヘルツェゴビナ ネレトヴァ県	24,137,237 BAM	ローラー製造・販売		間接100%	
		関連当事者との関係		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		資金の貸付 役員の兼任		—	—	短期貸付金	585
				貸付利息	86	長期貸付金	2,764

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN INDIA PVT., LTD.	インド、ダ ドラー及びナ ガル・ハーヴ エーリー連邦 直轄領	679,561,395 INR	精密ボール製造・販売	直接65.7% 間接34.3%	
		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	—	—	短期貸付金	422
			貸付利息	438	長期貸付金	5,326
種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN RAYONG., LTD.	タイ ラヨン県	80,000,000THB	精密ボール製造・販売	直接 0.2% 間接99.8%	
		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	貸付利息	61	長期貸付金	1,189

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN ASIA PTE. LTD.	シンガポール ラッフルズ レイス	3,251百万円	投資業務	直接100%	
		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		資金の貸付 役員の兼任	—	—	未払金	37,879

(注) 関係会社株式の取得に関しては、双方協議の上決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容		議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	TN EUROPE, B.V.	オランダ ユトレヒト州	23,500EUR	精密ボール製造・販売		直接100%	
		関連当事者との関係		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		商品の購入 役員の兼任		貸付利息	18	短期貸付金	497

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表(重要な会計方針)「5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(1株当たり情報関係)

1株当たり純資産額 746円31銭

1株当たり当期純損失金額 41円96銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式及び株式付与ESOP信託に係る信託口が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

(減損損失に関する注記)

当事業年度において計上した減損損失22百万円は、ボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業において、正味売却価額により算定された回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を計上したものであります。なお、当社は損益管理を合理的に行える管理会計上の区分によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

計上科目	種類	用途	金額
減損損失	建物及び構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等	事業用資産	22

(企業結合等関係)

(会社分割及び株式譲渡)

当社は2025年10月3日付で、吸収分割により、当社のリニアビジネスを、当社が新たに設立した100%子会社であるTNリニアモーション株式会社に承継させた上で、TNリニアモーション株式会社の全株式を、ミネベアミツミ株式会社に譲渡いたしました。

1 事業分離の概要

① 会社分割による事業分離先企業の名称及び株式譲渡先企業の内容

イ.会社分割による事業分離先企業の名称：TNリニアモーション株式会社

ロ.株式譲渡先企業の名称：ミネベアミツミ株式会社

② 分離した事業の内容

ボールねじ及びボールウェイの製造及び販売

③ 事業分離を行った主な理由

当社グループは、さらなる企業価値の向上を達成するために、成長戦略として掲げているセラミックビジネス及びメディカルデバイスビジネスへの経営資源の投下と持続的成長の実現に向けた事業の選択と集中を検討してまいりました。

かかる状況を踏まえて、当社は、事業の選択と集中の一環として、対象事業について慎重に検討し、対象事業を譲渡することを決定いたしました。

④ 事業分離日

イ.会社分割日：2025年10月3日

ロ.株式譲渡日：2025年10月3日

⑤ 事業分離の法的形式

イ.会社分割：当社を吸収分割会社とし、TNリニアモーション株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

ロ.株式譲渡：受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡であり、株式譲渡価額は2,571百万円であります。

⑥ その他取引の概要に関する事項

本会社分割は株式譲渡を目的として実施したものであります。

2 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 429百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内容

流動資産 1,649百万円

固定資産 919百万円

流動負債 19百万円

固定負債 408百万円

③ 会計処理

株式譲渡契約に基づく価格調整後の株式の譲渡価額から移転した事業に係る株主資本相当額等との差額を移転損益として認識しております。なお、株式譲渡価額については、当該株式譲渡契約において価格調整条項が付されているため、今後の価格調整により、最終的な株式譲渡価額は変動する可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 義 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 公 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツバキ・ナカシマの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 義 広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 公 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツバキ・ナカシマの2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社ツバキ・ナカシマ

監査委員会

監査委員 加藤 ゆう里 ㊞

監査委員 山本 昇 ㊞

監査委員 加藤 忠智 ㊞

(注) 監査委員加藤ゆう里、山本昇及び加藤忠智は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上